

# 上勝町分別収集計画

平成22年6月10日

# 目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	計画の基本的方向	1
3.	計画期間	2
4.	計画の対象品目	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6.	容器包装の排出抑制推進のための方策に関する事項	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器廃棄物の 収集に係る分別の種類区分	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10.	分別収集を実施するものに関する基本的な事項	5
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

## 1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。しかし、近年分別収集の推進やリサイクルへの取り組みがすすみ最終処分場の延命化が可能となる事例も現れている。

上勝町では、平成9年より段階的に多品目の分別により、再利用・再資源化等への取り組みを進めており、平成15年9月には町議会において日本初での目標期限決めたごみゼロへ「ゼロ・ウェイスト宣言」を行い、品物の製造・販売時点からごみの削減に取り組み、焼却・埋め立てによるごみの処理をできるかぎりゼロに近づける努力を進めている。

また、平成12年3月末に策定された上勝町基本構想の大目標は「持続可能な地域社会づくり」であり、平成17年より町内に発足したNPO法人ゼロ・ウェイストアカデミーと連携しつつ、各方面からのアプローチを行っている。

このような状況の中、さらに容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）、第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を計る目的で住民、事業者、行政がそれぞれ役割を明確にし、取り組むべき方針を示したものである。

本計画を円滑に推進することにより、環境に調和した快適な町の発展を持続的に可能とするゼロ・ウェイスト宣言の目標達成を目指すものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

### ①発生抑制

廃棄物となるものの発生を抑制するため不要物の少ない商品の選択、生産、流通段階に製造者は、廃棄物に責任を果たし、廃棄物の少ない商品を開発していくよう働きかける仕組みづくりを目指す。

具体的には、NPO法人や商工会を中心にして環境負荷の少ない品物の購入が身近でできる環境作り、情報提供を行い消費行動の時点での排出抑制を行う。

### ②排出管理

各家庭及びステーションにおいてごみとして排出する量を抑制、堆肥化、熱利用等有効利用を図るため排出源の分別を管理する。

### ③再利用、再資源化

再利用可能なものが必要な人のもとへ、また再資源化が可能なものは業者へ円滑に流通し効率的に実施することを目指す。

### ④適正処理

対象とならないごみについても、有効利用、適正処理の仕組みを整備する。

### ⑤人づくり、組織づくり、制度づくり

①，②，③，④が、公平かつ効果的に運用されるように条例などの制度を見直し、整備していく。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5ヶ年間とし、3年目に改訂する。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位: t / 年)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	70.8t	68.7t	66.7t	64.7t	62.8t

### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制推進のため、以下の方策を実施する。

#### ① ゼロ・ウェイストプロジェクトの実施

NPO法人を中心として一般住民・商工会・生産農家・農協等と連携し、行政が支援する形でゼロ・ウェイストプロジェクトを実施、現在の最新の情報収集によりコストの削減とあわせた消費段階でのゴミ減量化として包装形態の簡素化等を図る。

- (1) 処理の難しいものは、包装材として利用しない。
- (2) 使用する包装材の量は、できるだけ少なくする。
- (3) 包装の必要な場合は、自然素材のものを用いる。

#### ② 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、座談会、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい現状についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

#### ③ 買い物袋循環システムの整備

町内において、簡易包装の協力店や商工会との地域協定を行い、レジ袋等の容器包装の有料化、再利用可能なマイバック持参の徹底等の普及啓発、指導等を推進する。

#### ④ 再生資源を原材料として、製品化可能な物の積極的な利用及び販売を行う。

#### ⑤ 町内の祭り等の行事の際、再利用可能な食器利用システムを整備し推進する。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2号第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を勘案し、分別をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、町が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として — 無色のガラス製容器 ガラス製の — 茶色のガラス製容器 容器 — その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下白色トレイと表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

**8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)**

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主として鋼製の容器包装	4.6t		4.5t		4.3t		4.2t		4.1t	
主としてアルミニウム製の容器包装	3.8t		3.7t		3.6t		3.5t		3.4t	
無色のガラス製容器	合計 8.6t		合計 8.3t		合計 8.1t		合計 7.8.0t		合計 7.6t	
	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量
	0t	8.6t	0t	8.3t	0t	8.1t	0t	7.8t	0t	7.6t
茶色のガラス製容器	合計 12.0t		合計 11.6t		合計 11.3t		合計 11.0t		合計 10.6t	
	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量
	0t	12.0t	0t	11.6t	0t	11.3t	0t	11.0t	t	10.6t
その他のガラス製容器	合計 2.8t		合計 2.7t		合計 2.6t		合計 2.6t		合計 2.5t	
	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量
	t	2.8t	0t	2.7t	0t	2.6t	0t	2.6t	0t	2.5t
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0.8t		0.8t		0.8t		0.7t		0.7t	
主として段ボール製の容器包装	21.1t		20.5t		19.9t		19.3t		18.7t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 0.3t		合計 0.3t		合計 0.3t		合計 0.3t		合計 0.3t	
	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量
	0t	0.3t	0t	0.3t	0t	0.3t	0t	0.3t	0t	0.3t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの	合計 2.0t		合計 1.9t		合計 1.9t		合計 1.8t		合計 1.8t	
	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量
	2.0t	0t	1.9t	0t	1.9t	0t	1.8t	0t	1.8t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 14.4t		合計 14.0t		合計 13.5t		合計 13.1t		合計 12.7t	
	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量
	14.4t	0t	14.0t	0t	13.5t	0t	13.1t	0t	12.7t	0t
	(うち白色トレイ)	合計 0.4t		合計 0.4t		合計 0.4t		合計 0.4t		合計 0.4t
	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量	引取量	独自処理量
	0.4t	0t	0.4t	0t	0.4t	0t	0.4t	0t	0.4t	0t

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、過去30年の実績を元に推計し、次の通り設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,775人 (対前年度比)	1,728人 (対前年度比)	1,680人 (対前年度比)	1,633人 (対前年度比)	1,586人 (対前年度比)
97%	97%	97%	97%	97%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集に係る分別の種類	収集・運搬	選別・保管	備考
スチール	直営及び委託業者による回収	選別・保管 行う。	徹底した排出抑制
無色ガラス	〃		
茶色ガラス	〃		
その他のガラス	〃		
紙パック	〃		
ペットボトル	〃		
その他プラスチック	〃		
段ボール	〃		
白色トレイ	〃		
その他紙類	〃		

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

施設の整備については、現行の日比ヶ谷ゴミステーション及び福川倉庫を拠点とし、収集・圧縮・保管を行う。

また、新たな整備に関しては、まずすべての資源ごみの排出抑制を徹底して行うこととし必要最小限にとどめるものとする。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)

住民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めて行くため、NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミーを中心に、推進体制を整備する。